代替償却資産特例申告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）羽咋市長

(申告者)

住所又は所在地　　〒

氏名又は名称

電　話　　　 　－　　　　　　　－

個人番号又は法人番号

地方税法第349条の3の4の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

記

１　所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 資産所在地 |
| 代替  償却資産 |  |  |  |
| 被災  償却資産 |  |  |  |

※代替償却資産：令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして

取得又は改良を行った資産（当該資産の改良部分）をいう。

被災償却資産：令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産をいう。

２　代替償却資産の種類別内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 数量 | 取　得　価　額 (円) | | | |
| 構築物及び建物附属設備 |  |  |  |  |  |
| 機械及び装置 |  |  |  |  |  |
| 船舶 |  |  |  |  |  |
| 航空機 |  |  |  |  |  |
| 車両及び運搬具 |  |  |  |  |  |
| 工具、器具及び備品 |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

　※ 詳細は別紙代替償却資産対照表による。

※特例の適用要件、必要な書類等については裏面をご覧ください。

**【特例の適用要件】**

１　**特例対象者**

（１）被災償却資産所有者（共有物の場合は、その持分を有するもの）

（２）被災償却資産所有者に相続が生じたときの相続人

（３）被災償却資産を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

　　※被災償却資産所有者とは、被災当時の所有者をいい、被災後に新たに取得した場合は対象となりません。

**２　特例の対象となる資産**

（１）令和６年能登半島地震により滅失し，又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは，原則として次の要件を満たすものをいいます。

・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの

・代替の対象となる被災償却資産について、除却又は売却等の処分がなされているもの

（２）令和６年能登半島地震により被災した償却資産を復旧し，又は補強等を行った場合に　　　おける改良費（資本的支出）に該当するもの

**３　特例の内容**

代替償却資産の取得又は改良の翌年から４年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

**４　取得期限**

　令和６年１月１日から令和１１年３月３１日までの間に取得又は改良されたもの

**５　申告書の提出期限及び提出先**

　　代替償却資産を取得又は改良した年の翌年の１月３１日までに、償却資産申告書と以下の　書類を添付の上、羽咋市役所税務課に提出してください。

**【添付書類】**

①代替償却資産対照表

②被災償却資産が令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した旨を証する書類

⇒ 被災届出書 又は 被災資産明細書（写）等

③被災償却資産が課税台帳に登録されていない場合

⇒ 被災償却資産が存していたことを確認できる書類

④被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類

⑤相続人等が、特例の適用を受けようとする場合

　・被災償却資産所有者の相続人であることを証する書類 ⇒ 戸籍謄本（写）

　・合併又は分割により設立された法人であることを証する書類 ⇒ 法人の登記事項証明書（写）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合等があります。

【問い合わせ先】

羽咋市役所　税務課

電話：０７６７－２２－６９０１